|  |
| --- |
| **ご　案　内** |

各 事 業 者　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　島田労働基準協会

電話(0547)35-4522　FAX(0547)35-5191

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　http://www.shimakikyo.jp

令和６年度職長教育講習会（製造業）の開催について

　労働安全衛生法第60条(同施行令第19条)により「事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職長となった者又はその他作業中の労働者を一人でも指導または監督する者に対し、事業者は安全又は衛生のための教育を行わなければならない。」ことになっております。

　本講習では危険有害物質等のリスクアセスメントを含め、作業指示のしかた、コミュニケーションのとり方、部下指導の方法等について学べる場であり、職場の活性化にも大いに役立つものと存じます。

　当協会では、標記の講習会を下記要領で開催しますのでご案内申し上げます。

記

**１．日時及び会場**

　①令和６年　４月２４日（水）・２５日（木）９時～１７時　島田市地域交流センター歩歩路　ホール

　②令和６年　６月１９日（火）･２０日（水）９時～１７時　島田市地域交流センター歩歩路　ホール

③令和６年　８月　６日（火）･　７日（水）９時～１７時　島田市地域交流センター歩歩路　ホール

　④令和６年１０月　９日（水）･１０日（木）９時～１７時　島田市地域交流センター歩歩路　ホール

　⑤令和７年　１月１６日（木）･１７日（金）９時～１７時　島田市地域交流センター歩歩路　ホール

**２．講習会の内容**

　・作業手順の進め方　　・適正配置　　・指導及び教育の方法　　・作業中の監督及び支持の方法

・異常時における措置・災害発生時における措置　　・リスクアセスメント

・設備、作業の具体的な改善の方法　　・設備・作業場所の保守管理

・災害防止についての関心の保持、創意工夫

**３．受 講 料****（テキスト代・消費税10％含む）**

島田労働基準協会の会員事業所は１名につき　１５,１６０円（うち消費税 １,３７８円）

　　〃　非会員事業所は１名につき　１７,３６０円（うち消費税 １,５７８円）

**４．お申し込み方法**

（１）受講申込書に所要事項をご記入のうえ、島田労働基準協会にお申込み下さい。定員になり次第締

切らせていただきます。

（２）テキストは、開催当日会場でお渡しします。

（３）申込後の取消しは、開催日の７日前までに受講券を返却された場合に限って受講料をお返ししま

す。

※講習会は日本語のテキストに沿った講義を行いますので、これに対応できる方のみを対象とします。

**５．携 行 品**　　　受講券、筆記用具、昼食、本人確認ができる書類（運転免許証等）

**６．修了証交付**　　講習修了者には、事業場宛に「職長教育講習修了証」を交付します。

|  |  |
| --- | --- |
| 受講月日 | 令和　　　年 　　 月 　　 日 |
| 講習会場 | 島田市地域交流センター歩歩路 |

**島田労働基準協会開催**

**職長教育講習会（製造業）受講申込書**

|  |  |
| --- | --- |
| 受講者氏名 | 生　年　月　日 |
| 年 | 月 | 日 |
| 　 | 昭和・平成 |  |  |
|  |  |  |
| 　 | 昭和・平成 |  |  |
|  |  |  |
| 　 | 昭和・平成 |  |  |
|  |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業場名 |  |
| 所在地 | （〒　　　　　　　　　） |
|  |
| 担当者連絡先 | 部課名 | 氏名 |
|  |  |
| ＴＥＬ | ＦＡＸ |
|  |  |

令和　　　年　　　　月　　　　日

　　　月　　日支払予定

※講習日の2週間前までにお支払いください。

《個人情報について》

　　上記の個人情報につきましては、当協会が安全に管理し、本講習の実施目的以外には使用いたしません。